

扶桑町産業かがやき条例
逐条解説

扶桑町

扶桑町産業かがやき条例

(前文)

私たちのまち扶桑町は、愛知県の北西部に位置し、町名の由来といわれる桑畑がかつては一面に広がる中、清流木曾川の流れとともに歴史を刻んできました。また、地理的にも恵まれ、農商工住バランスのよい発展を遂げ、自然・社会・経済・文化の調和のとれたコンパクトな暮らしやすいまちとして、魅力が高まり、人も増えてきました。

この発展とともに、中小企業、小規模企業及び小企業は地域経済の担い手として、また地域社会の支え手として、重要な役割を果たし、地域経済の発展と町民生活の向上に寄与してきました。

しかし、近年少子高齢化や人口の大都市集中などにより、大都市以外の生産年齢人口は減少を続け、人手不足が深刻化しています。また、事業承継問題や経済のグローバル化、情報技術の飛躍的進歩など、中小企業、小規模企業及び小企業を取り巻く環境はめまぐるしく変化し、その経営環境は厳しさを増しています。

このような状況の下、この地域において循環型経済を築き、次世代に誇りを **持って** つなげていくためには、多様な価値観に富んだ中小企業、小規模企業及び小企業自らが、創意と工夫により経営の安定化を目指し、新たな事業展開に取り組み、持続的発展を図るとともに、労働環境を改善し、そこで働く人々全てが、輝けるようにすることが必要です。

そして、町・教育機関・支援団体・金融機関・大企業・町民等が一体となり、その思いを共有し、協働して地域振興に取り組んでいくことが、中小企業、小規模企業及び小企業並びに地域社会に関わる人々を一層輝かせるものと確信します。

自らチャレンジする中小企業、小規模企業及び小企業が輝きを持つことにより、扶桑町が活力のあるまちとして町内のみならず広く地域社会の中心となり、さらには将来を担う子どもたちがこの町に住み続け、働き、夢や希望をかなえて、その笑顔が輝くことを心から願い、ここにこの条例を制定します。

【解説】

1 段目・2 段目では、扶桑町の特徴や変遷を記述しています。

3 段目では、中小企業を取り巻く昨今の経済環境の変化を記述しています。

4 段目では、中小企業自らの創意工夫による新たなチャレンジの必要性を記述しています。

5 段目では、チャレンジする中小企業に対し、町を始めとする各種団体など地域社会が一丸となり連携し支えていく必要性を記述しています。

6 段目では、地域経済の柱として中小企業等自ら「輝き（かがやき）」、地域社会の発展さらには将来を担う子供たちのために「輝き（かがやき）」が持てる夢・希望などが叶うよう決意を宣言し、この条例を制定することを記述しています。

（目的）

第1条 この条例は、町内の産業振興が、地域社会の発展及び町民生活の向上にとって重要な役割を果たしていることに鑑み、町の責務や中小企業者、小規模企業者及び小企業者（以下「中小企業者等」という。）の役割等を明らかにし、これらが相互に協力するとともに、町の中小企業者等の振興に係る施策の基本となる事項を定め、これを総合的かつ計画的に実施することにより、中小企業者等及び地域社会が輝き、もって町民の笑顔が輝き続けることを目的とする。

【解説】

この条例は、今後の地域経済の振興を図る上での、町の責務及び中小企業者等の努力を示し、互いが一体となり基本的な施策の遂行や進捗等、共有の目指す方向性の統一を図るとともに、条例の目的が、中小企業等の振興を図ることにより最終的にはその成果として、「産業かつ地域社会の振興」という一つの光による「かがやき」をもって、地域社会の発展と町民生活の向上に寄与することを記述しています。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。次号におい

て「法」という。)第2条第1項に規定する中小企業者であって、町内において事務所又は事業所を有するものをいう。

(2) 小規模企業者 法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、町内において事務所又は事業所を有するものをいう。

(3) 小企業者 小規模企業振興基本法(平成26年法律第94号)第2条第2項に規定する小企業者であって、町内において事務所又は事業所を有するものをいう。

(4) 支援団体等 商工会法(昭和35年法律第89号)の規定に基づく商工会、農業協同組合法(昭和22年法律第132号)の規定に基づく農業協同組合及び町長の認める中小企業者等を支援する団体であって、町内で活動するものをいう。

(5) 大企業者 中小企業者等以外の者であって、町内において事務所又は事業所を有するものをいう。

(6) 金融機関 銀行、信用金庫その他の金融業を営む者であって、町内で事業活動をするものをいう。

(7) 教育機関等 県内において設置する学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく学校並びにその他の教育機関及び研究機関をいう。

(8) 町民 町内に住所を有する者及び町内に通勤又は通学する者をいう。

【解説】

第1号では、「中小企業者」を定義しています。

第2号では、「小規模企業者」を定義しています。

第3号では、「小企業者」を定義しています。

* 中小企業基本法及び小規模企業振興基本法による、中小企業者、小規模企業者、小企業者の定義

業種分類	中小企業			
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数		
		中小企業者	小規模企業者	小企業者
製造業その他	3億円以下	300人以下	20人以下	5人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下	5人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下	5人以下

第4号では、「支援団体等」を定義しています。商工会法及び農業協同組合法で規定する団体（商工会、農業協同組合）のほか、中小企業の支援を行う幅広い団体を指します。

第5号では、「大企業者」を定義しています。第1号、第2号、第3号で定義した者以外を指します。

第6号では、「金融機関」を定義しています。銀行、信用金庫、信用協同組合を始め、労働金庫、農業協同組合の預貯金取扱い金融機関のほか信用保証協会や銀行協会を指します。

第7号では、「教育機関等」を定義しています。大学、高等学校、高等専門学校等の教育機関及び国・愛知県などの公的研究機関を指します。

第8号では、「町民」を定義します。町内に住所を有する者、町内に通勤又は通学する者を指します。

（基本理念）

第3条 この条例は、中小企業者等が持続可能な地域社会の形成及び地域住民の生活の向上に大きく貢献する重要な役割を果たしていることを尊重し、中小企業者等の振興を推進することにより、その成長及び地域経済の活性化を図ることを基本理念とする。

【解説】

町として、産業と生活環境の調和のとれた町づくりを目指し、地域経済の振興施策の推進を図るとともに、中小企業者等の多様で活力ある発展に向け、中小企業者等自らが積極的に新事業を切り拓くように努力することを前提とし、創意工夫と経営の向上に対する主体的な努力を促進することを示しています。

（施策の基本方針）

第4条 町は、中小企業者等の振興を図るため、前条に規定する基本理念に基づき、次に掲げる施策を推進しなければならない。

- (1) 地域資源を活用した事業を推進し、地域循環型経済を形成する施策
- (2) 創業、新たな事業展開、企業連携及び産学連携に関する施策
- (3) 中小企業者等の事業承継の支援に関する施策
- (4) 中小企業者等で働く人材の育成及び確保に関する施策

- (5) 町が発注する工事、物品購入、請負等における中小企業者等の受注機会の増大に関する施策
- (6) 中小企業者等の資金調達等の円滑化に関する施策
- (7) 中小企業者等に関する情報の収集及び提供等情報の共有に関する施策
- (8) 児童生徒の職業観及び勤労観の育成に向け、児童生徒の進路意識及び職業意識を醸成する施策
- (9) 町、中小企業者等、支援団体等、大企業者、金融機関、教育機関等と町民との協働に関する施策
- (10) その他町長が必要と認める施策

【解説】

第1号では、本町の地域資源（道路交通網及び土地利用を含む）を活用した他地域に勝る強みのある地域性及び製品・技術を生み出し、持続可能な形で循環させながら利用していく取組みをサポートすることを規定しています。

第2号では、創業を含め新たな事業分野への進出や、関係教育機関との産学官連携による技術開発、市場開拓を促進することを規定しています。

第3号では、事業継承等による経営課題に対し、次世代へ繋ぐ事業継承の円滑化等の経営基盤の強化を促進することを規定しています。

第4号では、経営資源である人材の育成、確保に向け、従業員の能力開発、福祉の向上等経営基盤の強化を促進することを規定しています。

第5号では、町内の中小企業等の成長発展のため、町が発注する工事等において、受注機会の増大を図ることを規定しています。

第6号では、各金融機関との連携を密にし、経営資源である資金の調達の円滑化を図ることを規定しています。

第7号では、中小企業にとって国、県等が実施する補助金等の支援策などの情報収集とその提供を図ることを規定しています。

第8号では、児童・生徒が自らの将来を考える上で働くことの意義や目的理解などを育むためのキャリア教育を規定しています。

第9号では、中小企業の振興に関する施策を効果的に実施していくため、中小企業等を始め、関係機関等一体となった事業展開について規定しています。

第10号では、上記以外の施策について規定しています。

(町の責務)

第5条 町は、基本理念にのっとり、社会経済情勢の変化に適合した中小企業者等の振興に関する施策を推進しなければならない。

2 町は、中小企業者等の振興に関する施策の実施に当たっては、中小企業者等の実態を把握しなければならない。

3 町は、中小企業者等が地域経済の活性化及び地域社会づくりの促進にとって重要な役割を果たしているということについて、町民への理解を深めるようにしなければならない。

4 町は、中小企業者等の振興に関する基本的施策を実施するため、必要な措置を講じなければならない。

【解説】

第1項では、町は、中小企業を取り巻く経済的社会的環境の変化を的確に捉え、中小企業振興施策の企画・策定等をするとともに、計画的、効果的な施策の実施を規定しています。

第2項では、町は、中小企業等の振興に関する施策の策定、実施に当たっては、国・県の制度状況、また、地域経済の動向かつ中小企業等の実態を的確に把握することについて規定しています。

第3項では、中小企業等の振興に関わる各主体と協力し、効果的に行うことを規定しています。

第4項では、行政として、産業振興に関する施策の実施にあたり、限られた財源の有効活用について規定しています。

(中小企業者等の努力)

第6条 中小企業者等は、基本理念にのっとり、経済的社会的環境の変化に対して自らの創意工夫により、新たな事業の展開等に取り組み、主体的に経営基盤の強化及び生きがいを得る労働環境の整備に努めなければならない。

2 中小企業者等は、地域社会の役割を認識し、地域が取り組むまちづくりの活動とともに支援団体等の活動にも積極的に参画するよう努めなければならない。

3 中小企業者等は、町が実施する中小企業者等の振興に関する施策に協力するよう努めなければならない。

【解説】

第1項では、中小企業者等は、経済的社会的環境への変化の即応するためには、自らの創意工夫による経営基盤の強化や経営の革新など、積極的かつ自主的に努めることを規定しています。

第2項では、中小企業者は、経営の向上だけでなく、地域社会を構成する一員として社会的責任を認識し、地域社会との調和を図るとともに、中小企業の発展を足下で支える支援団体等の活動に積極的に参画し情報の共有を図ることを規定しています。

第3項では、町が実施する中小企業等の振興施策に関し、地域経済の動向を見極め、その状況に反映した施策であると理解し、その実施の際は地元中小企業等の協力を規定しています。

(支援団体等の役割)

第7条 支援団体等は、基本理念にのっとり、その事業活動を通じて、中小企業者等の経営の改善及び向上に取り組むよう努めるとともに、町が実施する中小企業者等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 支援団体等は、会員及び組合員相互の関係強化の促進並びに他の団体との連携を図るよう努めるものとする。

【解説】

第1項では、支援団体等は、中小企業等の抱えている様々な諸問題を解決、支援するための役割を担っていることから、その活動を通じて中小企業等の振興に取り組むことを規定しています。

第2項では、支援団体等は、自らの中小企業等の振興に対する事業活動がより効果的なものとなるよう中小企業等の現状を把握するとともに、事業者間での情報交換の場づくり、また、他の団体等の連携による振興について規定しています。

(大企業者の役割)

第8条 大企業者は、基本理念にのっとり、中小企業者等の成長及び持続的発展に配慮するよう努めるとともに、中小企業者等が自らの事業活動の維持及び発展のために重要な存在であることを認識し、中小企業者等との連携に努

めるものとする。

- 2 大企業者は、町が実施する中小企業者等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

第1項では、大企業は中小企業者等が自らの事業活動に維持・発展には欠くことが出来ない重要なパートナーであることを認識し、中小企業者等に対し事業機会の拡大等によりその成長発展に配慮するように努めることを規定しています。

第2項では、町が実施する中小企業等の振興施策に関し、中小企業者等の重要なパートナーであることから、地域経済の動向を見極め、その状況に反映した施策の実施についての協力を規定しています。

(金融機関の役割)

第9条 金融機関は、基本理念にのっとり、中小企業者等が経営の安定化並びに新たな事業展開等の経営の改善及び向上に取り組むことができるよう、各中小企業者等に適した円滑な資金の供給、有用な情報の提供、経営相談等により中小企業者等の成長及び持続的発展に資する支援を行うよう努めるものとする。

- 2 金融機関は、中小企業者等が地域経済の発展に果たす役割の重要性を理解し、町が実施する中小企業者等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

第1項では、金融機関は、資金融資者としての役割はもとより、中小企業者等の健全な発展のため、コンサルティング機能を発揮し中小企業者等の経営基盤の強化や経営の革新に取り組むことができる支援について規定しています。

第2項では、町が実施する中小企業等の振興施策に関し、中小企業者等の資金融資者として、地域経済の動向を見極め、その状況に反映した支援融資施策の実施についての協力を規定しています。

(教育機関等の役割)

第10条 教育機関等は、基本理念にのっとり、民間企業並びに国及び地方公共団体との連携を通じ、中小企業者等の成長及び持続的発展に寄与するよう努めるものとする。

2 教育機関等は、人材の育成並びに研究開発及びその成果の普及を通じて、町が実施する中小企業者等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

第1項では、教育機関等は、民間企業、国、県、地方公共団体との連携を通じ、中小企業等の新製品や新技術の開発などを行うことにより、中小企業の事業拡大及び技術の高度化に貢献し、中小企業等の成長及び発展に寄与することについて規定しています。

第2項では、町が実施する中小企業等の振興施策に関し、担い手・人材育成や技術開発の観点から、中小企業等に対しての人材の供給や研究成果の提供等の協力を規定しています。

(町民の理解及び協力)

第11条 町民は、基本理念にのっとり、中小企業者等が地域社会の発展及び町民生活の向上に果たす役割の重要性を理解し、地域内の経済循環を高めることに協力するよう努めるものとする。

【解説】

町民に対して、地域社会における中小企業の果たす役割を理解し、中小企業の製品・商品や業務・活動内容を知ること、または実際に製品・商品を購入することを通じ、中小企業等の成長発展の協力について規定しています。

(産業振興会議の設置)

第12条 町は、産業振興に関する施策の検証及び充実を図るため、扶桑町産業振興会議を設置する。

2 扶桑町産業振興会議の運営等に関して必要な事項は、町長が別に定める。

【解説】

第1項では、中小企業等のみならず、関係機関等からの様々な意見を聴衆し、中小企業振興施策の検証・新規施策等の振興に関する場を設けることを規定しています。

第2項では、本条例の施行に関して、必要な事項は別に定めることを規定しています。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

【解説】

この委任に基づき、この条例の理念に基づく中小企業の振興に関する具体的な施策については、別に定めることを規定しています。

附則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。